

てんぶしりょう
添付資料1

ねん がつ か
2010年8月4日

そうごうふくしぶかい やまもとまりいいん かいじょしゃてあ ようぼう かんが かつ
総合福祉部会、山本真理委員からの介助者手当ての要望についての考え方

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎたんとうしつ
障がい者制度改革推進会議担当室

けいか
経過

- * 8月2日に山本委員より「総合福祉部会出席の際にガイドヘルパーを利用し、会議中も見守りをしてもらっている。移動支援は自己負担がないが、会議中は自費で支払っている。精神障害のある委員への介助についても手当ての対象にならないか」という趣旨の問い合わせがあった。
- * 山本委員にヘルパー利用の実態と必要性を改めて確認した上で、担当室で対応を協議し、以下の内容を確認した。
- * 確認内容を山本委員に報告したところ「納得はできないが、話は分かる。文書にしてほしい」とのことだった。

かくにんないよう
確認内容

- * 山本委員が移動支援を利用する必要性については認識する。(体調が悪く、一人では移動できなくなり、目的地に到着できないとのことだった。)通常は移動支援に係る利用料は発生していないとのことだが、会議が延長されるなどのために追加の自己負担が発生する場合には、相談に応じる。
- * 会議中の見守りの必要性については、それがなければ会議に参加できないというほど必要性が高いとは認められないため、費用が発生しても保障の対象とはならない。

いじょう
以上